

東京大学先端科学技術研究センター ロボティック生命光学分野  
特任助教または特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数 : 特任助教または特任研究員 1名
2. 契約期間 : 令和6年2月1日 ~ 令和6年3月31日
3. 更新の有無 : 更新する場合があります。更新する場合は、年度ごとに行う。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は4回、在職できる期間は令和10年3月31日を限度とする。
4. 試用期間 : 採用された日から14日間
5. 就業場所 : 東京大学先端科学技術研究センター（東京都目黒区駒場4-6-1）
6. 所属 : 東京大先端科学技術研究センター ロボティック生命光学分野 太田研究室
7. 業務内容 : ・東大先端研の太田研究室において、合成生物学、DNA バーコーディング技術、マイクロ液滴・ハイドロゲル技術を融合した新規マルチモーダル生命計測テクノロジー開発と、これを活用した機能的タンパク質を設計・探索・創出を行い、次世代タンパク質工学の革新を目指す研究プロジェクトに従事する。  
・タンパク質科学や構造生物学や情報科学・AI技術を専門とする他の隣接研究室メンバーと、密なコラボレーションを通して研究課題に取り組む。さらにマイクロ液滴・ハイドロゲル・光学・工学・バイオテクノロジー技術を有する太田研究室メンバーとの密な連携も活かしていただく。  
・また、太田研究室において既に進んでいる細菌・細胞・微粒子研究とは基盤要素技術群を共有しており、この環境と機会を活かした、自由に挑戦的なアイデアを持った独自研究も推奨する。
8. 就業時間 : 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日 : 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等 : 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～45万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで）
12. 加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13. 応募資格 : 期待する能力・経験などは以下のとおりです。応募にあたり、すべての条件を満たしている必要はありませんが、なるべく多くの条件を満たしていることが望まれます。
  - i. 博士号を取得していること
  - ii. 合成生物学、DNA バーコーディング技術に専門性を有する方。あるいは分子生物学手法のトレーニングを受けている方
  - iii. コーディングの経験がある方
  - iv. 科学技術者としての、基本的な英語力を備える方
14. 提出書類 : 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
15. 提出方法 : メールまたは郵送。
  - i. 【メール】  
上記書類の電子ファイルを以下アドレスに送付  
e-mail: u-tise [at] g.ecc.u-tokyo.ac.jp  
※[at]を@に書き換えて送信してください。  
※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

ii. 【郵送】

封筒に「応募書類 ロボティック生命光学分野 特任助教・特任研究員 応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

16. 応募締切 : 令和5年12月15日(金) 必着

※ただし採用者が決定次第、募集終了。

※書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

17. 問い合わせ先 : 〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1

東京大学先端科学技術研究センターロボティック生命光学分野 太田研究室

e-mail: sadaota [at] g.ecc.u-tokyo.ac.jp

※[at]を@に書き換えて送信してください。

18. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

20. その他

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。